

御代田町公共施設等総合管理計画

改訂版

平成 29（2017）年3月策定

令和 4（2022）年3月改訂

御 代 田 町

はじめに

町では、先人達の努力により、道路・下水道・住宅・公園などの整備を推進する一方で、小中学校・保育園・児童館・学校給食施設の統合など、計画的な社会資本整備により合理化を図ってきました。

現在、全国的に人口減少社会に突入し、当町にも少子高齢化による人口構造の急激な変化が訪れようとしています。町の公共施設等※¹がこれから大量に更新時期を迎える一方で、「福祉・医療費」の増加など、財政は依然として厳しい状況が見込まれます。

このような状況の中、今後中長期的な視点で、必要な住民サービスや施設・インフラ等が維持できるのか、御代田町の財政が成り立つのか、見通しを立てなければなりません。

このためには、あらゆる公共施設等の維持管理・更新について、安全面や活用方法など、総合的な視点を持ち、統廃合・長寿命化を検討する必要があります。

これらの課題を再認識し、公共施設等をマネジメント※²する視点から取り組むための方針として、「御代田町公共施設等総合管理計画」を策定します。

※¹ 公共施設等

町が保有する、庁舎・学校などの建物や、道路・水道管などのインフラ資産、その他備品等の固定資産を指します。

※² マネジメント

一般的に管理、経営を指します。

本計画では、現在の良好な状態を保つとともに、限られた資産・財源の中で、工夫を凝らして時代に合った公共サービスを提供するための考え方・取り組みを指します。

御代田町公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 施設の対象範囲	2
第2章 本町を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	3
(1) 人口・世帯数の推移	3
(2) 年齢階層別人口	4
(3) 将来人口	5
2 財政状況	6
(1) 歳入の状況	6
(2) 歳出の状況	7
(3) 人口推移値との連動が見込まれる歳入・歳出	8
(4) 投資的経費と地方債残高	8
(5) 有形固定資産減価償却率の推移	9
第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物の現状	10
(1) 公共建築物の保有状況	10
(2) 築年別整備状況	11
2 インフラ施設の状況	12
3 過去に行った対策の概要	13
(1) 公共建築物の縮減	13
(2) 各種計画の策定状況	13
4 将来の更新費用の推計	14
(1) 試算の方法	14
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	15
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	16
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	16
(5) 中長期的な経費の見込み（個別施設計画等反映）	19
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 公共施設等の「マネジメント」に関する考え方	20
2 計画期間	20

3	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	21
4	現状や課題に関する基本認識	22
5	公共施設等の管理の数値目標	23
	(1) 公共施設保有量の縮減目標	23
	(2) インフラ施設	23
6	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
	(1) 点検・診断等の実施方針	24
	(2) 維持管理・更新等の実施方針	24
	(3) 安全確保の実施方針	25
	(4) 耐震化の実施方針	25
	(5) 長寿命化の実施方針	25
	(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	26
	(7) 統合や廃止の推進方針	26
	(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	26
7	P D C A サイクルの推進	27

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1)	道路・橋りょう	28
(2)	上水道施設	29
(3)	下水道施設	30
(4)	その他インフラ	31
(5)	公園施設	32
(6)	公設住宅	33
(7)	地区集会所	34
(8)	学校施設等	34
(9)	庁舎等行政施設	35
(10)	体育施設	36
(11)	消防施設	37
(12)	文化施設	37
(13)	保育園・児童館	38
(14)	産業振興施設	38
(15)	福祉施設	39
(16)	環境施設	39
(17)	その他施設等	40

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成 26（2014）年 4 月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

御代田町では、公共施設等をマネジメントする視点から取り組むための方針として、御代田町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

本計画は、住民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、必要な公共施設等を健全に保有し続けられる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、当町が所有する全ての公共施設を対象に、町全体の公共施設の総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、施設の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組み（公共施設マネジメント）を積極的に進めます。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、「選択と集中」の観点から、当町のにぎわいづくりや活性化にも留意しながら、現在及び将来のニーズ等を見据えて公共施設を再構築するという視点が重要です。

公共施設等は、一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなる一方、町民のニーズは時代とともに変化します。

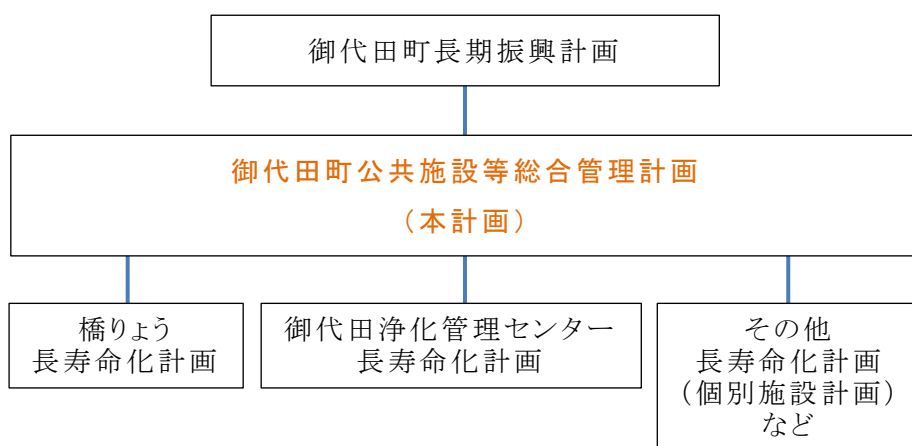
町民全体の資産である公共施設等を、時代に適合させ、多くの町民に効果的に活用してもらうための取組みを行います。

2 計画の位置付け

本計画は、町の上位計画である「御代田町長期振興計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設等の取り組みに対して横断的な指針を提示するものです。

また、これまでに策定した「橋りょう長寿命化計画」「御代田浄化管理センター長寿命化計画」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置付け、本計画の方針との整合性や実現の可能性を検証することとします。

◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の建築物系施設（庁舎、学校、福祉施設、町営住宅等）やインフラ施設（道路、橋りょう、下水道、農林道施設等）を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲

施設区分	施設類型
公共施設	公設住宅、地区集会所、学校施設等、庁舎等行政施設、体育施設、消防施設、文化施設、保育園・児童館、産業振興施設等、福祉施設、環境施設、公園施設、その他
インフラ施設	道路（林道、農道含む）、橋りょう、公園、上水道、下水道、水路、河川

第2章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

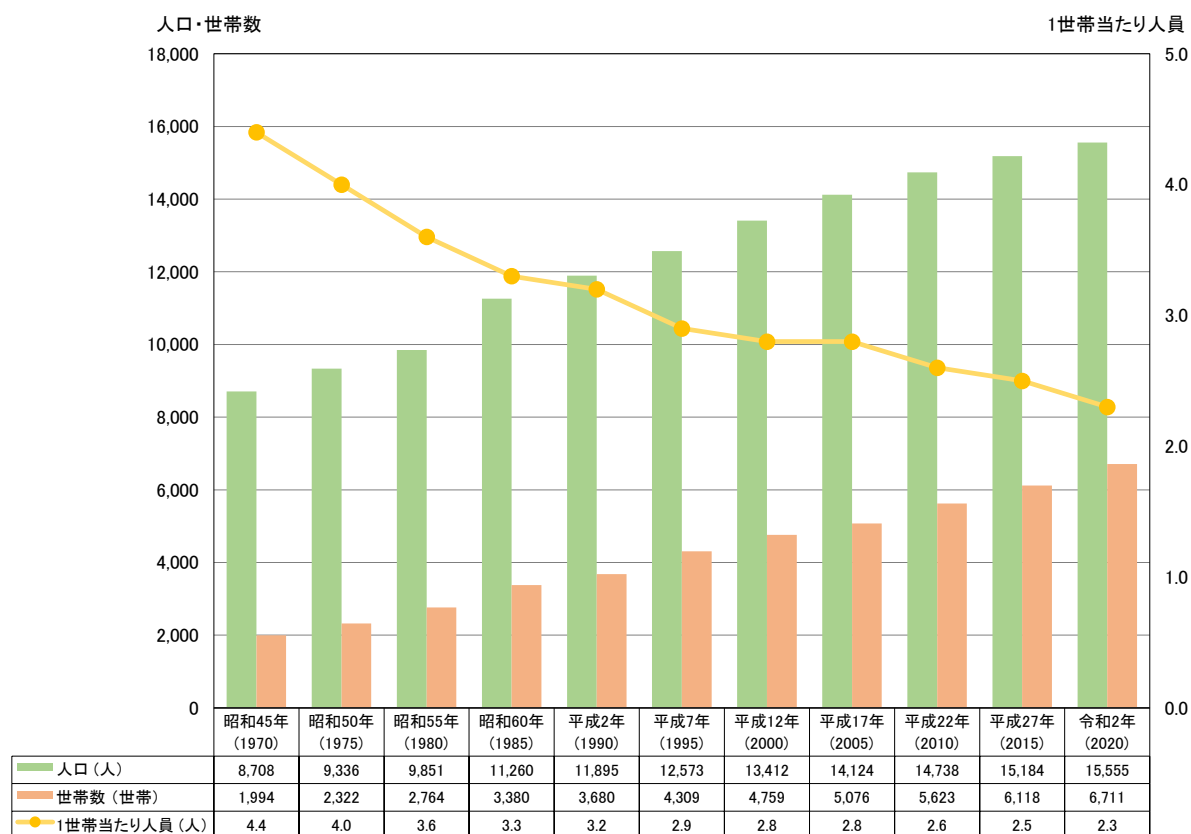
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、人口は、昭和45（1970）年の8,708人から、令和2（2020）年には15,555人となり、50年で1.8倍の増加となっております。しかし、近年の状況を見ると平成17（2005）年以降の増加が鈍化傾向にあります。

世帯数も増加が続き、昭和45（1970）年の1,994世帯が、25年後の平成7（1995）年には2.2倍の4,309世帯、50年後の令和2（2020）年には3.4倍の6,711世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和45（1970）年の4.4人から年々減少し、令和2（2020）年には2.3人となっており、核家族化や少子化の背景にある未婚化、晩婚化の影響や、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行がうかがえます。

◆図表 2-1 人口・世帯数の推移（国勢調査）

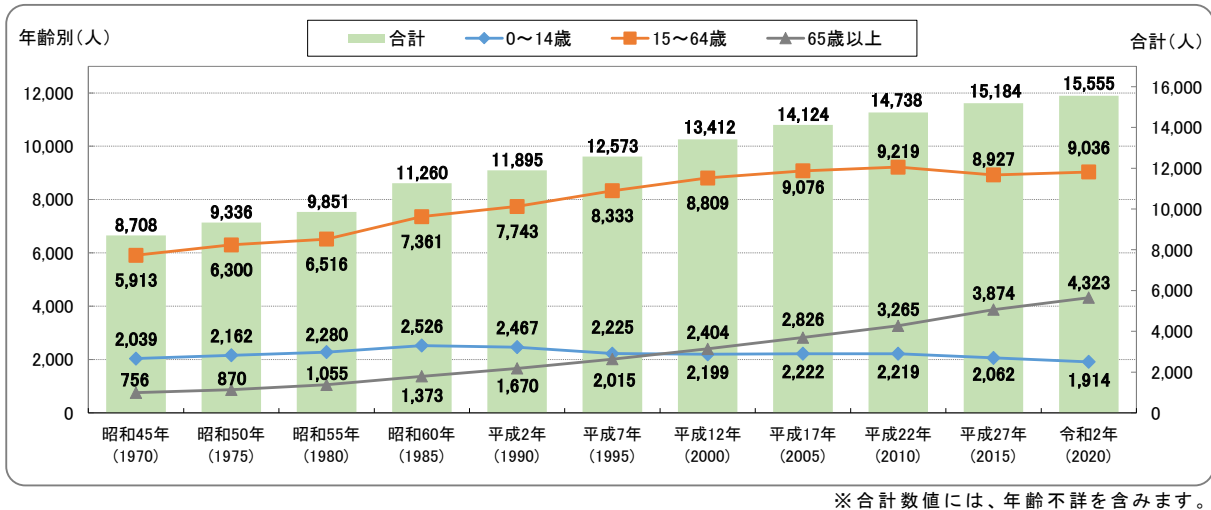


(2) 年齢階層別人口

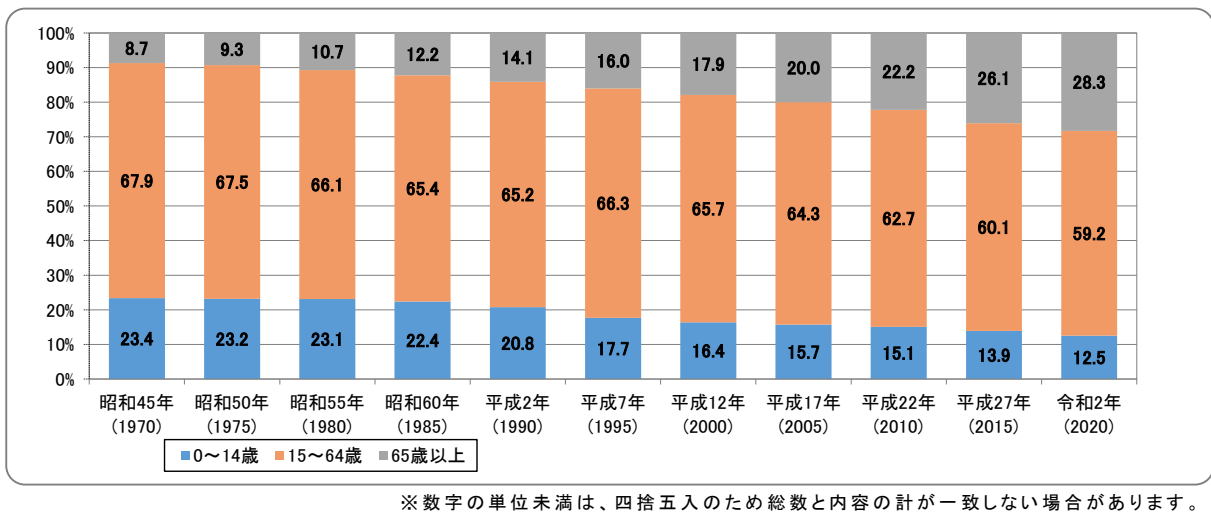
年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年をピークに減少に転じ、35年間で612人（24.2%）減少しています。老年人口（65歳以上）は昭和45（1970）年以降増加の一途をたどり、平成12（2000）年には老年人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口（15～64歳）は増加を続けていましたが、平成22（2010）年を境に減少に転じています。

令和2（2020）年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が12.5%、生産年齢人口が59.2%、老年人口が28.3%となっており、老年人口比は全国平均（28.7%）や長野県平均（32.3%）を下回っていますが、平成22（2010）年から老年人口が22.2%となり「超高齢社会」となっています。

◆ 図表 2-2 年齢階層別人口の推移（国勢調査）



◆ 図表 2-3 年齢階層別人口構成比の推移（国勢調査）

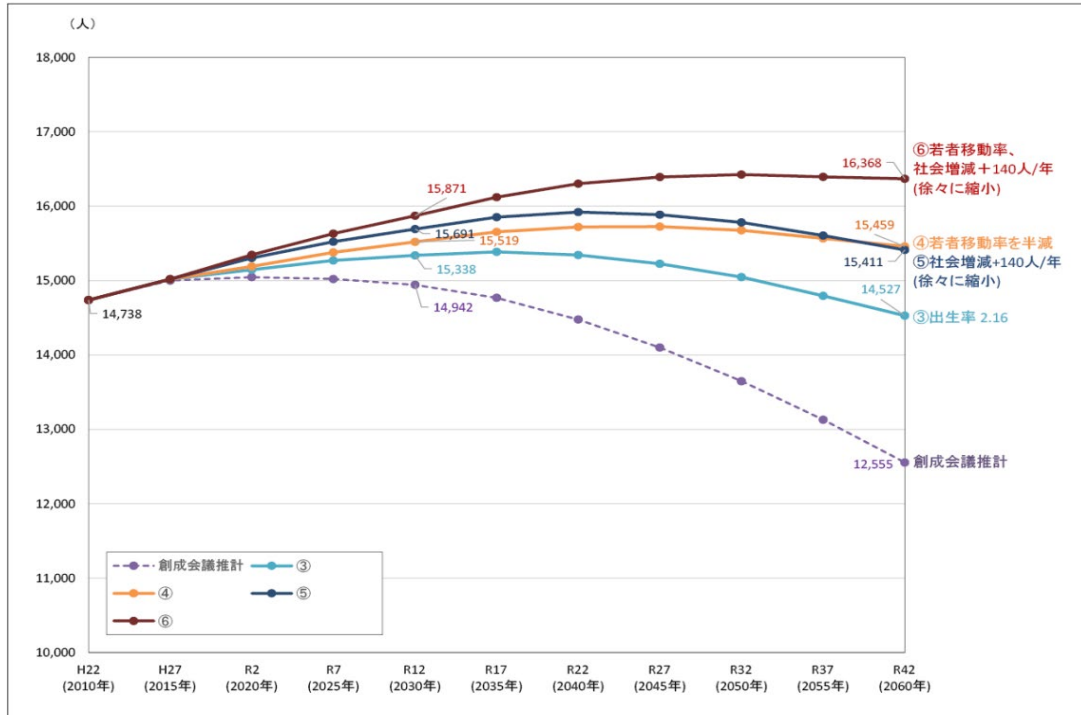


(3) 将来人口

「御代田町人口ビジョン」(平成 27 (2015) 年 10 月) による人口規模の展望は、少子高齢化を抑制し社会動態を変化させながら、令和 42(2060)年時点で 16,000 人を超えることを目標としています(図表 2-4)。

また、「第 2 期御代田町総合戦略」(令和 3 (2021) 年 3 月) では、令和 7 (2025) 年度末の目標値を 15,755 人としています(図表 2-5)。

◆ 図表 2-4 御代田町における人口の将来展望 (御代田町人口ビジョン)



◆ 図表 2-5 総人口数値目標 (第 2 期御代田町総合戦略)

基本的な方向

当町は、住宅事情や自然環境の良さなどの要因により幅広い年齢層の転入者が多く、社会増が続き、人口が増加傾向にあります。このような状態を維持していくため、更なる魅力あるまちづくりを推進していくとともに、当町の魅力を発信していきます。また、新たな観光資源の開拓や交流イベントの開催、ふるさと納税制度の活用により、地域内外のファンを獲得し、新しいひとの流れを創出します。

一方で、大学等の進学や就職で当町を離れた若者が、また当町の魅力を再認識し、町に戻って来なくなるような取り組みを行います。

具体的な施策

- ① 新しいひとの流れを創出するため、新たな観光資源を発掘し、当町を訪れるきっかけとなるイベント等を開催します。また、外国人観光客に対応できる仕組みを構築します。
- ② 来訪やふるさと納税をきっかけに当町に興味を持った方と継続した関係性を構築し、将来的な定住につなげていくための取り組みを図ります。
- ③ 大学等への進学により転出した若者、町外から転入した若者や子どもたちの定住化を図るための取り組みを図ります。

数値目標

指標	現況値	目標値(令和 7 年度末)
総人口	15,500 人 (令和 2 年国勢調査)	15,755 人

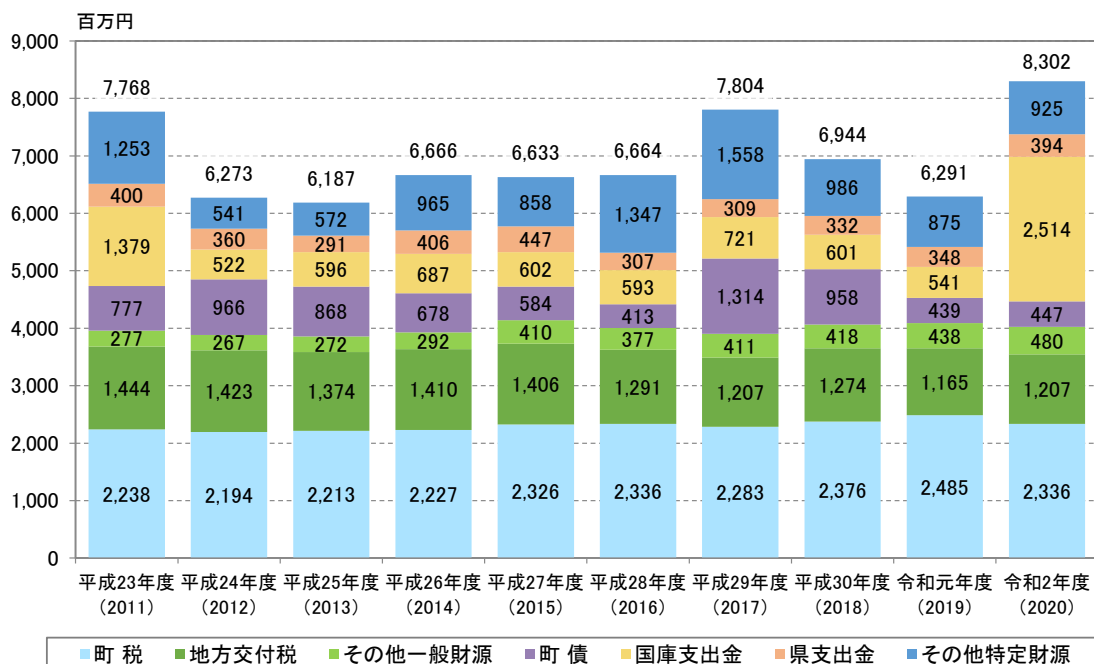
2 財政状況

(1) 歳入の状況

年度により変動しますが、おおむね70億円前後で推移しており、令和2（2020）年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり83億円となり、前年度と比べて32.0%の増加となっています。

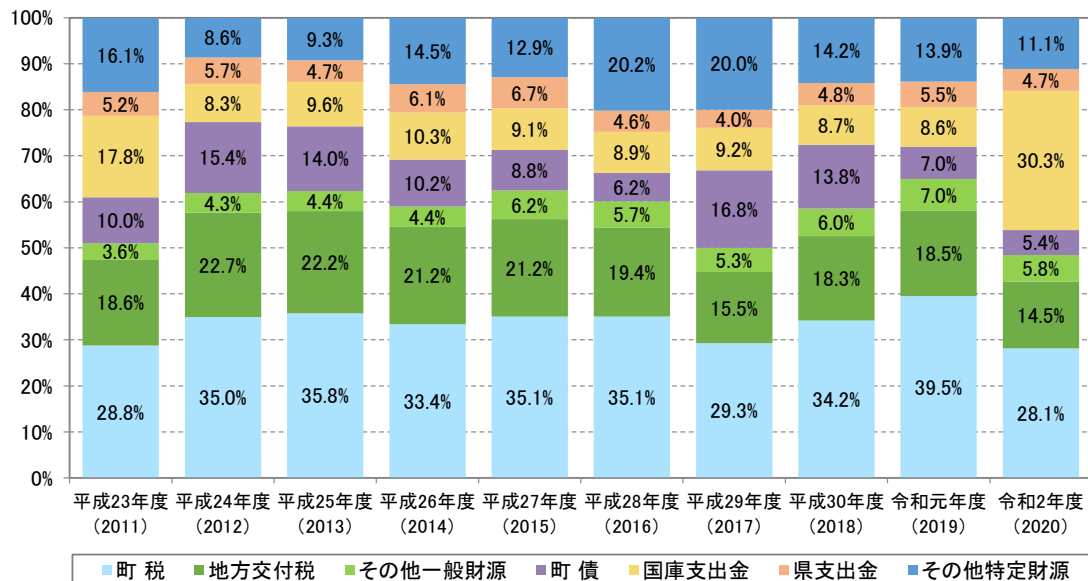
歳入の内訳をみると、町税収入はおおむね22億円で推移しており、歳入に占める町税の割合は30%前後となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町税への影響が懸念されます。一方地方交付税は、おおむね13億円前後となっています。

◆ 図表 2-6 歳入決算額の推移（普通会計）



※数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 2-7 歳入決算額構成比の推移（普通会計）



※数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

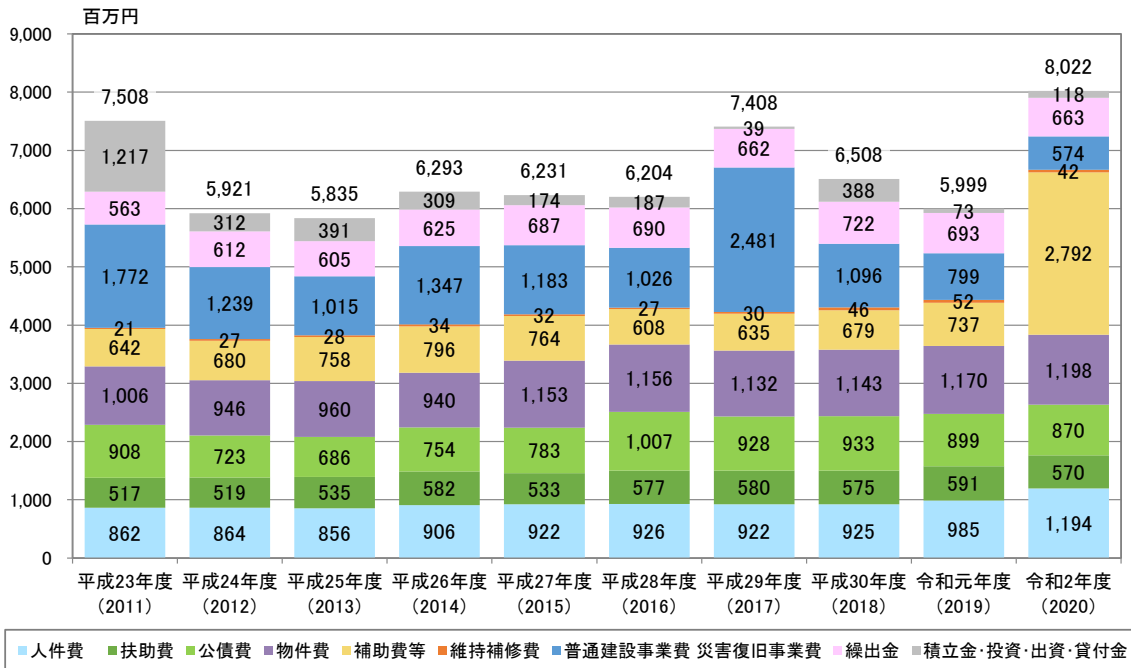
(2) 歳出の状況

歳出総額は、建設事業などの投資的経費と、それに伴う借入金の返済（公債費）により、大きく変動します。

社会保障関係の扶助費はおおむね5億円で推移していますが、高齢化の進展により、今後、医療費や社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費（物件費、補助費、維持補償費）は横ばいで推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費が新型コロナウイルス感染症対策として特例給付金や事業者支援等により27億円と大きく増加しています。平成29（2017）年度の普通建設費は役場庁舎建設のため、他の年度より増加しています。また、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が予想され、それに伴う財源の捻出が課題となります。

平成26（2014）年度以降の水道事業及び下水道事業における総収益及び総費用の推移をみると、個別排水を除き、各年総収益が総費用を上回っております。

◆図表 2-8 歳出決算額の推移(普通会計)



※数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 2-9 水道事業会計及び下水道事業会計(下水道・農集排・個別排水)の推移

会計名		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
御代田小沼水道	歳入	180	178	185	183	182	178	205
	歳出	175	168	164	163	163	151	168
公共下水道	歳入	649	662	661	681	920	767	789
	歳出	647	657	657	680	908	737	780
農業集落排水	歳入	28	33	33	29	29	29	29
	歳出	27	32	32	28	28	27	28
個別排水	歳入	13	12	12	11	11	12	12
	歳出	12	11	11	11	11	11	12

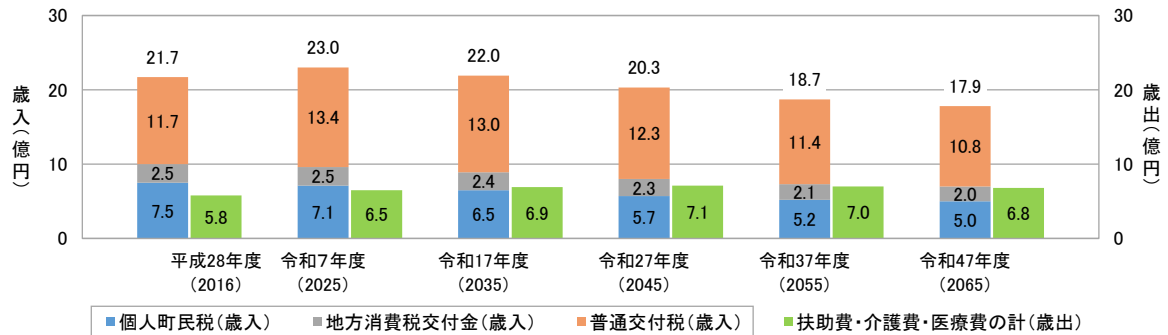
(3) 人口推移値との連動が見込まれる歳入・歳出

扶助費・介護費・医療費の計（町負担分）は、平成 28（2016）年度 5.8 億円に対し令和 47（2065）年度には 1 億円増の 6.8 億円になります。

歳入の合計は、平成 28（2016）年度 21.7 億円に対し令和 47（2065）年度には 3.8 億円減の 17.9 億円になります。

人口構造の変化により、扶助費・介護費・医療費以外に使えるお金は、50 年後には 1 年当たり 4.8 億円減少するといえます。

◆ 図表 2-10 人口推移値との連動が見込まれる歳入・歳出の推移

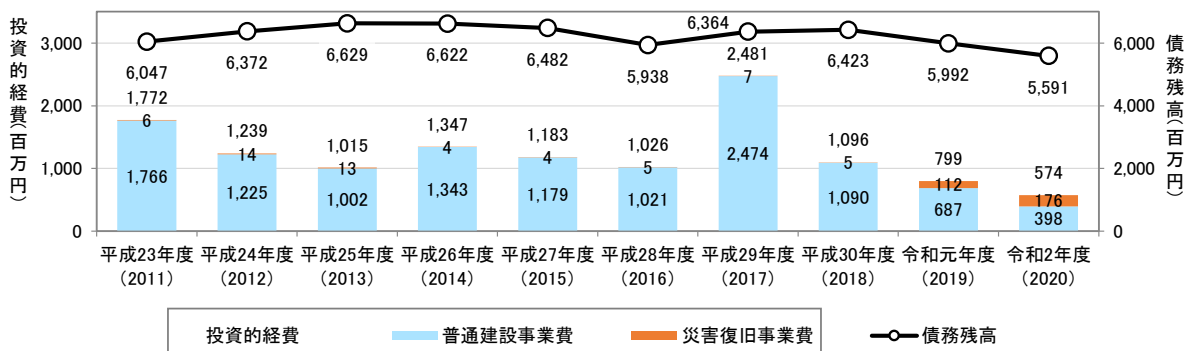


(4) 投資的経費と地方債残高

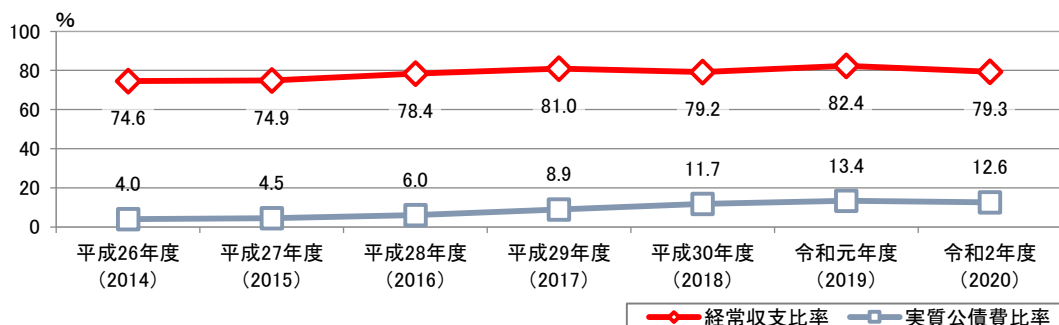
投資的経費は、年によって増減があり、平成 29（2017）年度は役場庁舎建設のため、他の年度と比べ高くなっています。令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度は例年と比べて少なくなっていますが、災害復旧費は、東日本台風（台風 19 号災害）被害に対する復旧事業の実施により増加しています。

町の借金にあたる債務残高は、平成 23（2011）年度以降、約 60 億円前後で推移しています。

◆ 図表 2-11 投資的経費と地方債残高の推移



◆ 図表 2-12 財政指標



(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が100%に近いほど保有資産の経過年数が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア. 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均や類似団体平均に近い数値となっておりますが、県平均に比べると法定耐用年数を経過する施設が多い状況にあることが分かります。

施設分類別でみると、平成28(2016)年度で数値が最も高い施設は、90.3%の認定こども園・幼稚園・保育園で、次いで高いのは68.0%の保健センター・保健所となっております。庁舎は平成29(2017)年度に移転し新庁舎が建設されました。

イ. 公営事業会計

水道事業の有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値、全国平均値を大きく下回っており、管路経年化率は上昇傾向で、管路更新率についても、耐用年数を経過した管路全てを更新できるほどの財政的余裕ではないため、今後も管路経年化率が上昇することが見込まれます。そのため、計画的に施設の更新を行っていく必要があります。(下水道事業の特定環境保全公共下水道及び農業集落排水、個別排水については該当数値なし。)

◆ 図表 2-13 有形固定資産減価償却率の推移

分類名		有形固定資産減価償却率 (%)					
		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
普通 会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	-	63.40
		長野県平均	-	-	-	-	60.90
		類似団体内平均値	61.90	62.60	63.50	66.00	66.30
		御代田町	47.00	58.60	-	-	-
	公 営 住 宅	48.60	50.30	44.78	47.00	48.90	
	認定こども園・幼稚園・保育所	89.50	90.30	90.58	91.67	95.15	
	学 校 施 設	42.40	37.70	40.03	42.35	44.71	
	児 童 館	95.20	45.70	37.76	40.91	44.06	
	公 民 館	27.30	29.30	21.59	25.79	29.99	
	図 書 館	23.70	29.30	-	-	-	
	体 育 館 ・ ブ ー ル	79.30	64.50	77.05	79.54	82.02	
	福 祉 施 設	35.80	37.80	39.81	41.85	43.89	
	市 民 会 館	28.00	0.00	31.33	33.33	35.33	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	30.60	0.00	-	-	-	
	保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所	66.00	68.00	70.00	-	-	
庁 舎	62.10	64.40	66.60	8.69	11.69		
道 路	93.30	79.50	78.87	80.83	67.67		
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	48.10	42.10	42.95	44.62	43.03		
業 公 会 営 事 業 事	水道事業	全国平均	-	-	-	49.59	
		類似団体平均値	47.44	48.30	45.14	45.85	47.31
		御代田町	8.09	11.91	15.65	18.59	21.75

出典：長野県市町村財政状況資料
経営比較分析表

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本町の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。

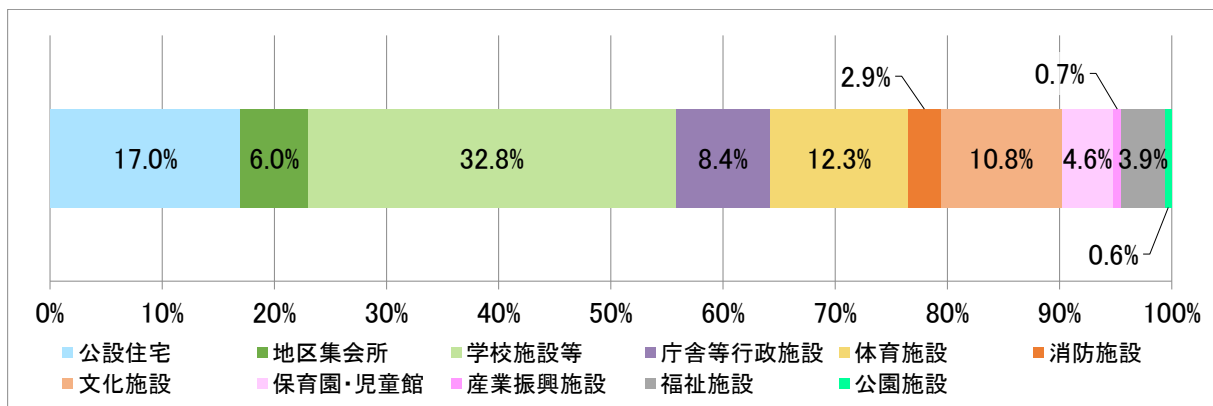
本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は 66,459.11 m²であり、その内訳は、学校施設等が 32.8%と最も多く、次いで公設住宅が 17.0%、体育施設が 12.3%と続き、この3分類で全体の6割以上を占めていることがわかります。

また、計画策定時（平成27年）と比較して、個別施設計画と整合（精査）した結果、施設は14棟減少しましたが、町が取得した施設により558.42 m²延床面積が増加しています。

◆ 図表 3-1 公共建築物の保有状況

大分類	(策定時)平成27年度 (2015)		(現時点)令和2年度 (2020)		増 減		増 減 の 主 な 理 由
	棟数	延床面積(m ²)	棟数	延床面積(m ²)	棟数	延床面積(m ²)	
公設住宅	56	13,928.28	38	11,265.37	△18	△2662.91	【厚生住宅等】除却又は払下げによる減 【教員住宅】(公設住宅→学校施設等)分類変更
地区集会所	16	4,001.83	16	4,001.83	0	0.00	
学校施設等	20	22,907.71	23	21,810.65	3	△1097.06	中学校、学校台帳との精査による減 【教員住宅】(公設住宅→学校施設等)分類変更
庁舎等行政施設	4	5,608.46	3	5,558.32	△1	△50.14	H29庁舎新設による面積変更 【地域福祉センター】(庁舎等行政施設→福祉施設)分類変更
体育施設	8	8,339.04	8	8,182.94	0	△156.10	【B&G海洋センタープール】除却による減
消防施設	14	2,006.48	13	1,956.79	△1	△49.69	【消防団第13分団詰所(面替)】除却による減
文化施設	1	4,792.90	5	7,171.77	4	2378.87	【美術館】町取得による増
保育園・児童館	8	2,539.14	5	3,039.22	△3	500.08	【東原児童館】改築による面積増。 【平和台児童館】除却による減。
産業振興施設	10	477.22	10	477.22	0	0.00	
福祉施設	-	-	4	2,567.86	4	2567.86	【地域福祉センター】(庁舎等行政施設→福祉施設)、【やまゆり共同作業所】(その他→福祉施設)分類変更
環境施設	-	-	2	61.12	2	61.12	【井戸沢一般廃棄物最終処分場】(その他→環境施設)分類変更
公園施設	6	366.02	6	366.02	0	0.00	
その他施設	4	933.61	-	-	-	-	【井戸沢一般廃棄物最終処分場】【やまゆり共同作業所】(その他→環境施設、福祉施設)分類変更。【旧第2保育所(シルバー人材センター)】除却による減。
合計	147	65,900.69	133	66,459.11	△14	558.42	

◆ 図表 3-2 公共建築物延床面積の割合

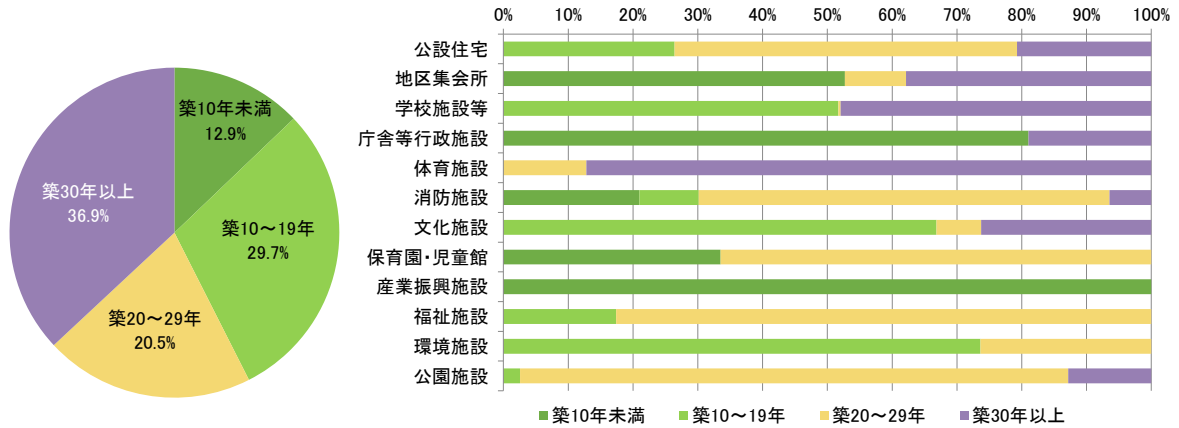


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

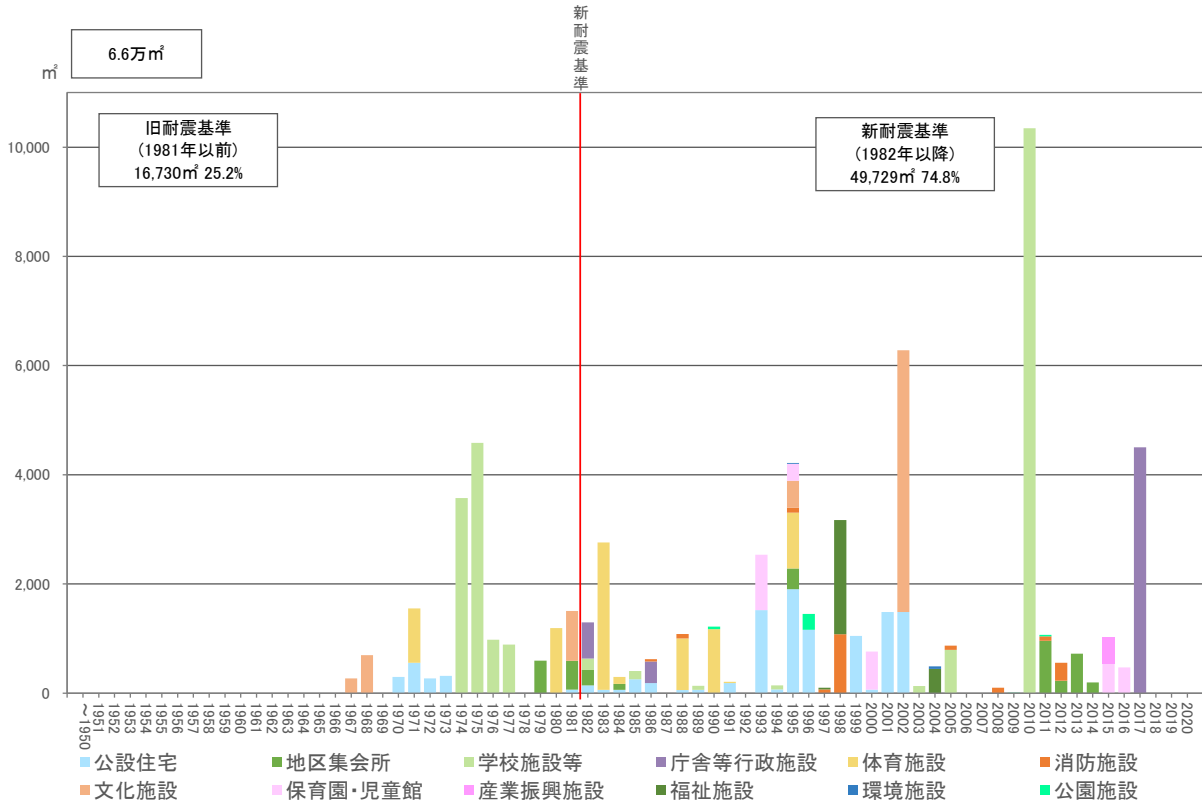
(2) 築年別整備状況

平成2（1990）年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の36.9%、10年後に30年以上経過となる施設割合は57.4%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となります。

◆ 図表 3-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 3-4 建築年度別延べ床面積の状況



2 インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本町の主なインフラ施設は、図表 3-5 のようになっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 3-5 主なインフラ施設の保有状況

種 別	主 な 施 設	施 設 数 量	
		(策定時) 平成 27 年度 (2015)	(現時点) 令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	221,940m	225,853m
	1 級道路	23,405m	23,775m
	2 級道路	11,758m	11,832m
	その他町道	186,777m	190,246m
橋 り よ う	橋りょう数	56 橋	55 橋
上 水 道	管路総延長	82,100m	85,205m
	導水管	1,100m	1,115m
	送水管	5,300m	5,280m
	配水管	75,700m	78,810m
	配水池等施設	16 箇所	16 箇所
下 水 道	管路総延長	136,200m	151,413m
	処理施設	2 施設	2 施設
	個別浄化槽	106 基	97 基
	マンホールポンプ	36 箇所	37 箇所
公 園	公園	10 箇所	10 箇所
	都市公園	3 箇所	3 箇所
	その他公園	7 箇所	7 箇所
農道施設	農道延長	53,240m	59,125m
	用水路	50,185m	50,185m
林道施設	林道延長	64,970m	64,970m
	林道橋りょう数	1 橋	1 橋

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

3 過去に行った対策の概要

(1) 公共建築物の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて、延床面積で 2,268.42 m²削減しています。

◆図表 3-6 除却施設一覧

施設名称	延床面積	建築年度	対策
公設住宅 (17 棟) 【厚生住宅、教職員住宅等】	1,414.55 m ²	昭和 40(1965)年～ 昭和 61(1986)年	除却 払下げ
御代田町 B&G 海洋センタープール	156.10 m ²	昭和 56(1981)年	除却
消防団第 13 分団詰所(面替)	49.69 m ²	平成 4 (1992)年	除却
旧第 2 保育所 (シルバー人材センター)	426.15 m ²	昭和 42(1967)年	除却
平和台児童館	221.93 m ²	昭和 52(1977)年	除却
合 計	2,268.42 m ²		

(2) 各種計画の策定状況

◆図表 3-7 各種計画一覧

類型	名称	状況
公共建築物	御代田町公共施設個別施設計画	令和 2 (2020) 年度策定済
道 路	御代田町舗装長寿命化修繕計画	平成 30 (2018) 年度策定済
橋 梁	御代田町橋梁長寿命化修繕計画	平成 30 (2018) 年度策定済
上 水 道	御代田小沼水道事業ビジョン	令和元 (2019) 年度策定済
下 水 道	公共下水道再構築基本設計 (ストックマネジメント全体計画)	令和元 (2019) 年度策定済
	公共下水道管路施設再構築基本設計 (ストックマネジメント全体計画)	令和 2 (2020) 年度策定済
農道施設	農道・用水路個別施設計画	令和 2 (2020) 年度策定済

4 将来の更新費用の推計

(1) 試算の方法

耐用年数経過時に単純更新を行った場合（従来型）と、公共施設等の現況や個別施設計画で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み（中長期計画）を作成しました。

単純更新では、耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コストを各種個別計画（長寿命化）にて算出しているコストを集計し、個別計画に記載がない場合は総務省提供試算ソフトを活用し、今後 40 年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】

総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下、「更新費用試算ソフト」という）の「分類別更新単価」により、以下のとおり行った場合の費用とこれまでの投資決算額を更新費用の推計結果と比較により算定しています。

大規模改修：建築後 20 年（改修期間を 1 年）

建 替 え：建設後 40 年（建替え期間を 2 年）

積 み 残 し：建設時より 40 年以上経過は、今後 10 年間で均等に更新すると仮定します。

施設分類	大規模改修	建替え
地区集会所、庁舎等行政施設、消防施設、文化施設、産業振興施設	10 万円/㎡	40 万円/㎡
体育施設、福祉施設、環境施設	9 万円/㎡	36 万円/㎡
学校施設等、保育園・児童館、公園施設	8.25 万円/㎡	33 万円/㎡
公設住宅	7 万円/㎡	28 万円/㎡

【インフラ】

インフラの単純更新費用の算定は、更新費用試算ソフトで算定された更新費や下表のとおり各個別計画で示されている費用を単純更新費として、これまでの投資決算額を更新費用の推計結果との比較により算定しています。

名 称	単純更新費用算定の利用データ
道 路	更新費用試算ソフト
橋 梁	橋梁長寿命化修繕計画
農 林 業	過去 5 年間の更新費用の平均値
上 水 道	小沼水道事業ビジョン
下 水 道	御代田町公共下水道ストックマネジメント 御代田町公共下水道管路ストックマネジメント

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

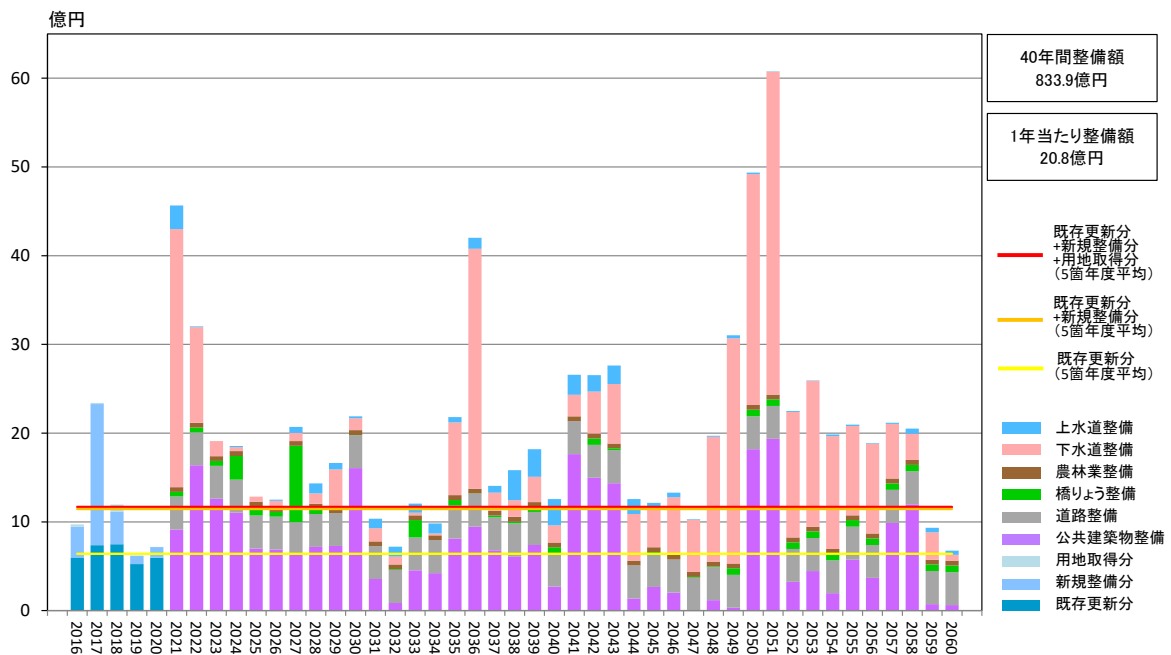
今後 40 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 40 年間で 833.9 億円、年平均で 20.8 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約 1.8 倍になります。

◆図表 3-8 更新費用の推計

種 別	過去 5 年実績 (単年平均 A)	更新費用の推計		倍 率 B / A
		40 年累計	(単年平均 B)	
公 共 建 築 物	6.78 億円	287.9 億円	7.2 億円	1.1
インフラ施設	5.43 億円	546.0 億円	13.7 億円	2.5
道 路	3.00 億円	148.6 億円	3.8 億円	1.3
橋 り よ う	0.40 億円	29.6 億円	0.7 億円	1.8
農 林 業	0.54 億円	21.7 億円	0.5 億円	0.9
上 水 道	0.43 億円	34.1 億円	0.8 億円	1.9
下 水 道	1.06 億円	312.0 億円	7.8 億円	7.4
合 計	12.21 億円	833.9 億円	20.8 億円	1.8

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合があります。

◆図表 3-9 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

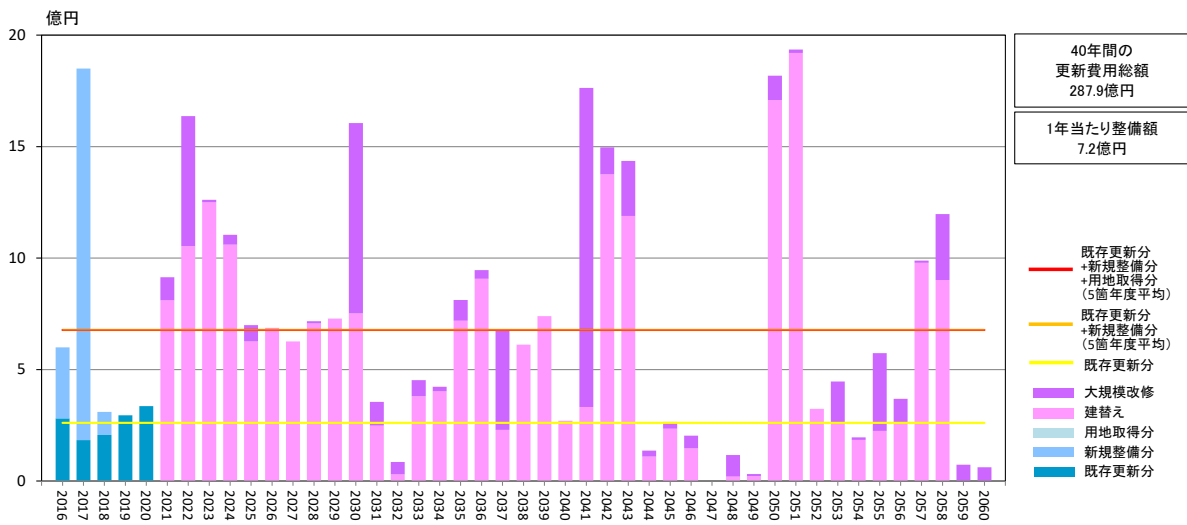


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 287.9 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 7.2 億円となり、過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均 6.8 億円の約 1.1 倍の予算が必要となることとなりますが、今後、少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けることが課題となってきます。

◆ 図表 3-10 公共建築物の将来の更新費用の推計

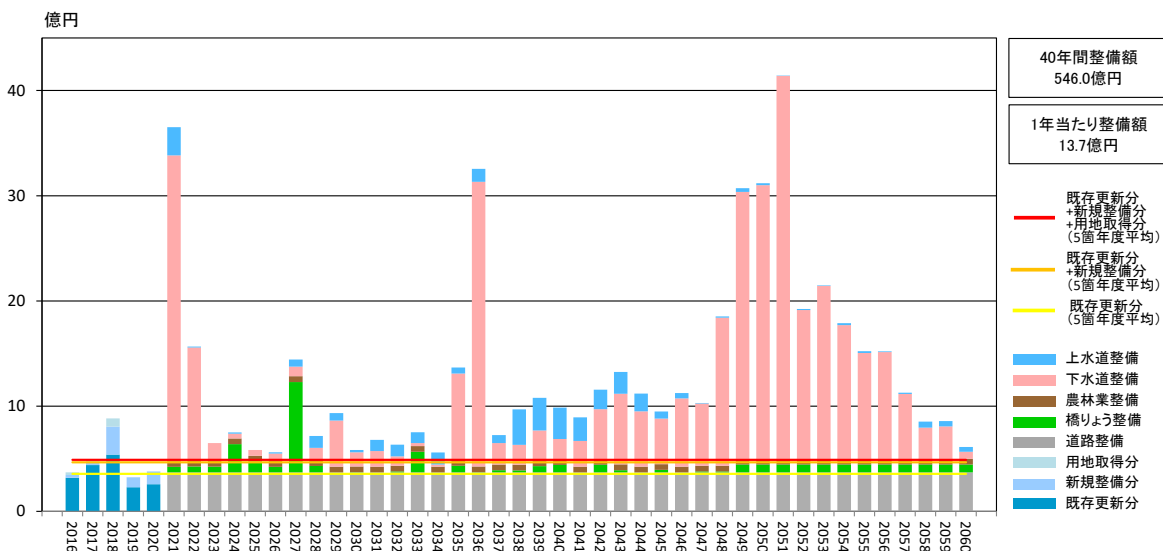


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、インフラ施設全体では 40 年間で約 546.0 億円、年平均で約 13.7 億円となり、これまでの投資的経費の約 2.5 倍となります。

このように、インフラ施設全てを更新していくには、更新時期の分散化などが必要となります。

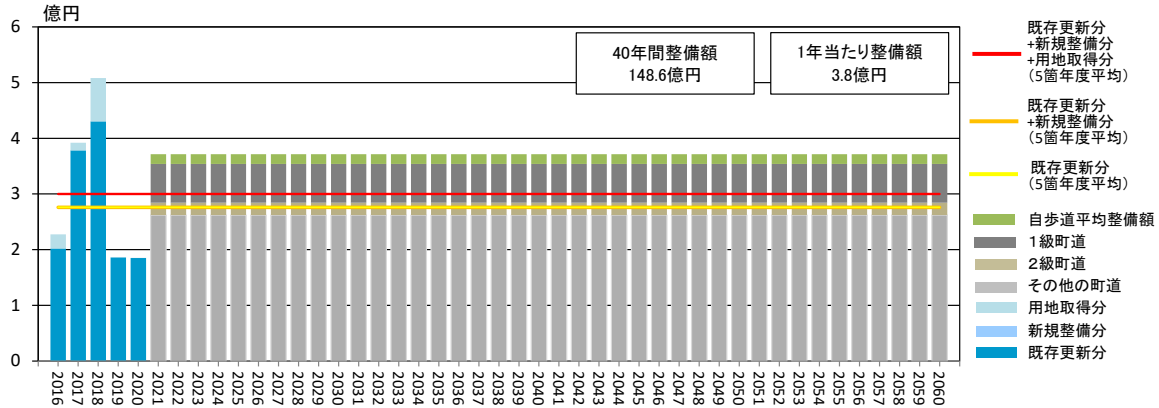
◆ 図表 3-11 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア. 道路

舗装の耐用年数を 15 年と仮定して、町道面積を更新年数の 15 年で割った面積を、1 年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後 40 年間に必要となる更新費用の総額は約 148.6 億円となり、40 年間の平均では年間約 3.8 億円となります。

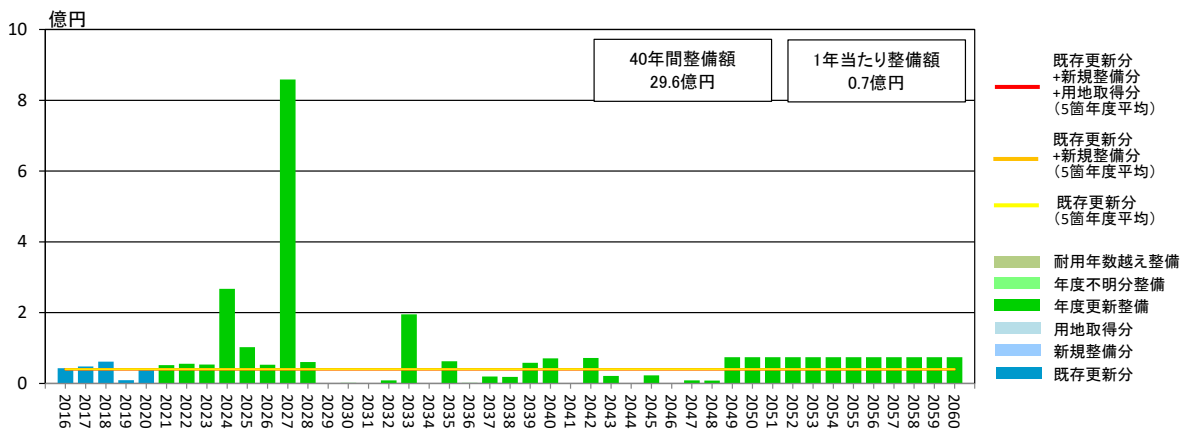
◆ 図表 3-12 総面積による町道の将来の更新費用の推計



イ. 橋りょう

町が管理する 55 橋について、橋梁長寿命化修繕計画の従来の対症療法型維持管理によると、今後 40 年間で必要となる更新費用は約 29.6 億円となり、40 年間の平均は年間約 0.7 億円となります。

◆ 図表 3-13 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計

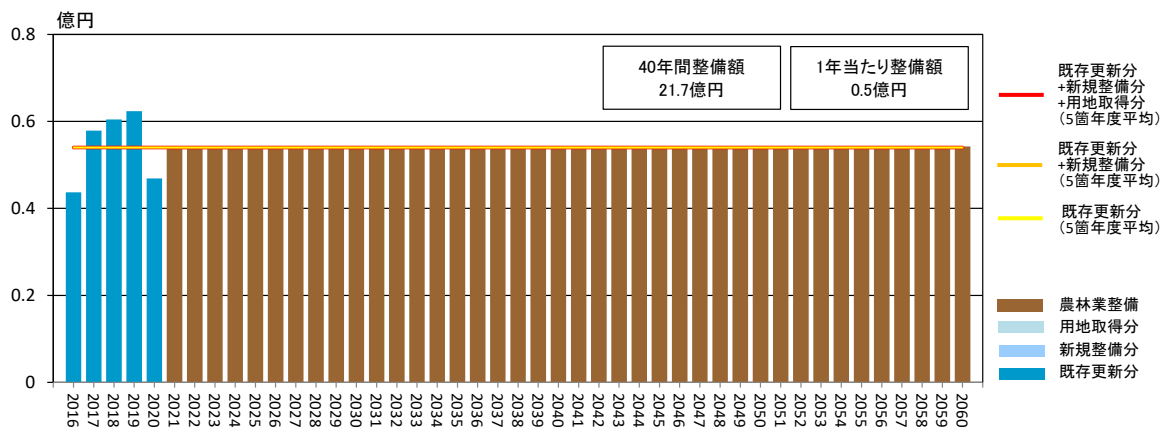


※橋梁長寿命化修繕計画【計画期間：令和元(2019)年から令和30(2048)年の30年間】
令和31(2048)年から令和42(2060)年は年平均とします。

ウ. 農林業

町が管理する農林業施設について、過去 5 年間の更新費用の平均値/年によると、今後 40 年間で必要となる更新費用は約 21.7 億円となり、40 年間の平均は年間約 0.5 億円となります。

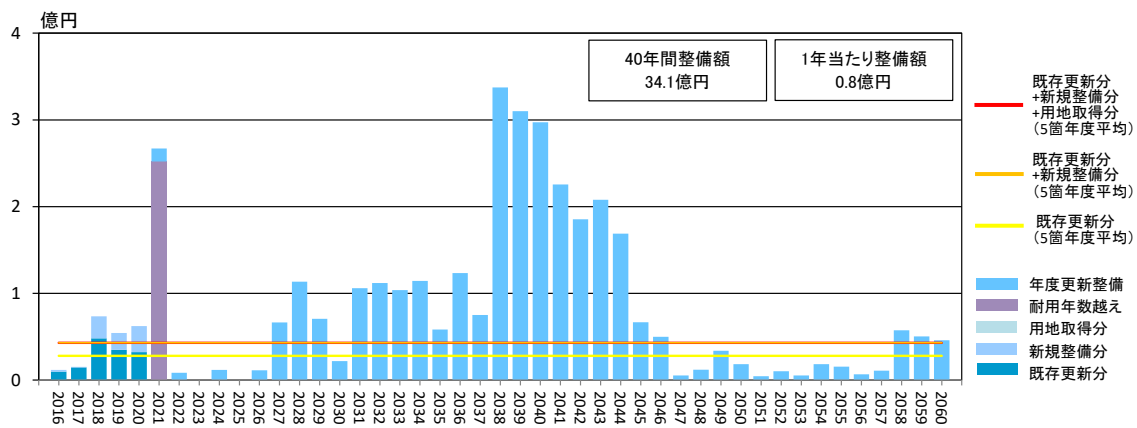
◆ 図表 3-14 構造別年度別の農林業施設の将来の更新費用の推計



エ. 上水道

現在保有している上水道施設を法定耐用年数で更新した場合、今後 40 年間の整備額では 34.1 億円となり、40 年間の平均では年間 0.8 億円となります。

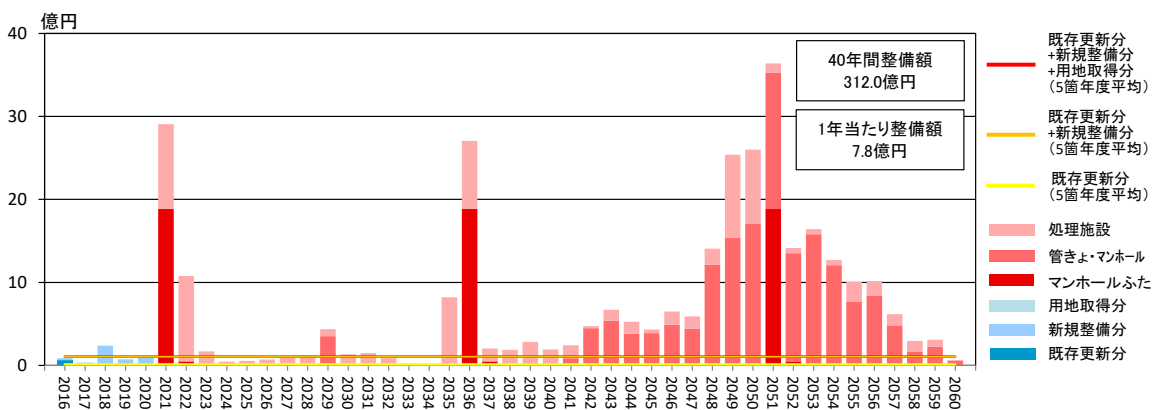
◆ 図表 3-15 上水道管の将来の更新費用の推計



オ. 下水道

現在保有している下水道施設を法定耐用年数で更新した場合、今後 40 年間で更新に必要となる整備額は約 312.0 億円となり、40 年間の平均では年間約 7.8 億円となります。

◆ 図表 3-16 下水道管の将来の更新費用の推計



(5) 中長期的な経費の見込み（個別施設計画等反映）

中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み（中長期計画）は、躯体の耐用年数まで使う長寿命化型で試算した経費の見込みを踏まえ、施設ごとに今後の方向性を検討した結果、今後10年間で約124億円の経費削減効果が見込まれます。

しかし、今後生産年齢人口の減少により一般財源の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 3-17 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

百万円

区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	中・長期計画(②)	長寿命対策等の効果額(②-①)	現在要している経費(過去5年平均)
普通 会 計	公共建築物	9,981	地方債 国庫補助等 90~100% 充当	1,897	▲8,084	678
	道 路	3,714		3,714	0	300
	橋 り よ う	1,504		568	▲936	40
	農 林 業	543		543	0	54
公 営 企 業 会 計	上 水 道	571		424	▲147	43
	下 水 道	5,110		1,900	▲3,210	106
		処 理 施 設		2,751	1,040	▲1,711
	管 き よ ・ マ ン ホ ー ル	350		340	▲10	
	マ ン ホ ー ル ふ た	2,009		520	▲1,489	
合 計		21,423			9,046	▲12,377

普通会計

公共建築物：御代田町公共施設個別施設計画
 インフラ施設：御代田町橋梁長寿命化修繕計画

公営企業会計

上 水 道：御代田小沼水道事業ビジョン
 下 水 道：御代田町公共下水道管路施設再構築基本設計（ストックマネジメント全体計画）
 御代田町公共下水道再構築基本設計（ストックマネジメント全体計画）

御代田町舗装長寿命化修繕計画より

御代田町が管理する道路の中で、交通量が多い幹線道路を対象に計画とし、「かりん道路」など「道路ストック総点検」で舗装点検を実施した路線延長78kmを対象、切削オーバーレイを実施すると仮定した5年間（2020～2024）の実施内容は、約1.55億円の補修費を見込んでいます。

御代田町橋梁長寿命化修繕計画より

予防保全型の維持管理によって、従来の対症療法型維持管理に比べて、30年間（2019～2048）では8億円のコスト削減効果が見込まれます。

下水道管路施設再構築基本設計（ストックマネジメント全体計画）より

ストックマネジメント導入による100年後のコスト削減効果

	種 別	シナリオ1※	最適シナリオ	シナリオの効果	
				削減額	削減割合
平均投資額 (百万円/年)	管きよ・マンホール	320	73	247	77%
	マンホールふた	142	54	88	62%
	合 計	462	127	335	73%

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 公共施設等の「マネジメント」に関する考え方

① 公共施設等とまちづくりの連動

公共施設等の管理に当たっては、個別施設毎に、利用率や利用者の年齢層などの利用形態及び活用状況、コスト等を分析します。この結果を基に、社会経済環境の変化や住民ニーズを照らし合わせ、従来の活用方法にとらわれず、御代田町としてあるべき行政サービス水準や戦略的活用方法を検討します。

② 維持管理費の縮減と施設収入等の確保

施設管理の一元化や省エネ等の取り組みにより維持管理費を縮減します。

負担公平の原則から、利用者、受益者から適正な使用料を徴収します。

公共施設等や遊休スペースは、公共性を確保しつつ、民間の経済活動に繋がる活用方法等を検討します。これにより財源を生み出し、維持管理費等に充て、事業の自立性を高めます。

また、用途廃止後の資産及び行政目的がない普通財産は、可能なものは民間への売却を検討します。

2 計画期間

平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度の 20 年間とします。

社会経済環境の変化に対応するため、御代田町長期振興計画基本計画の期間と合わせ、おおむね 5 年ごとの見直しを行います。これに合わせ短期目標を定め、実行します。

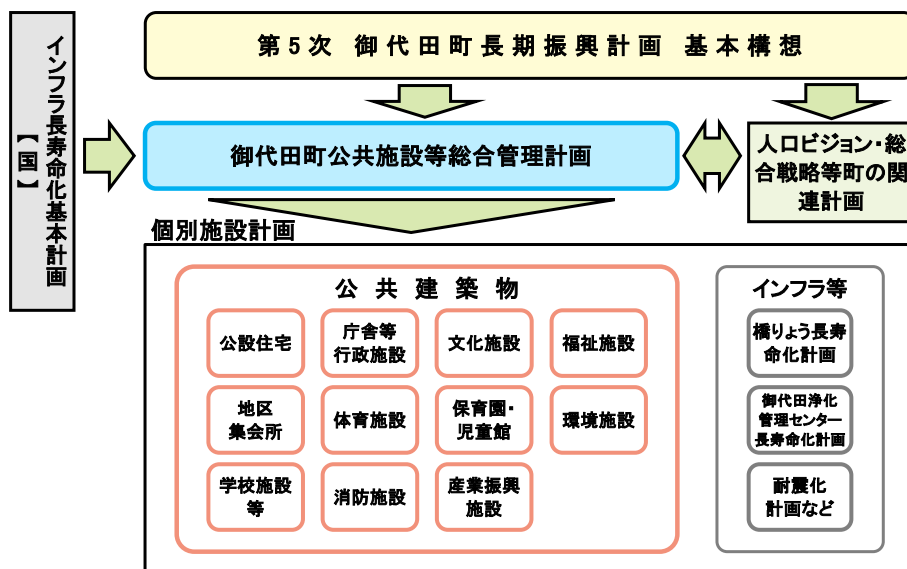
実行計画期間 1 平成 29（2017）年度～令和 2（2020）年度

実行計画期間 2 令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度

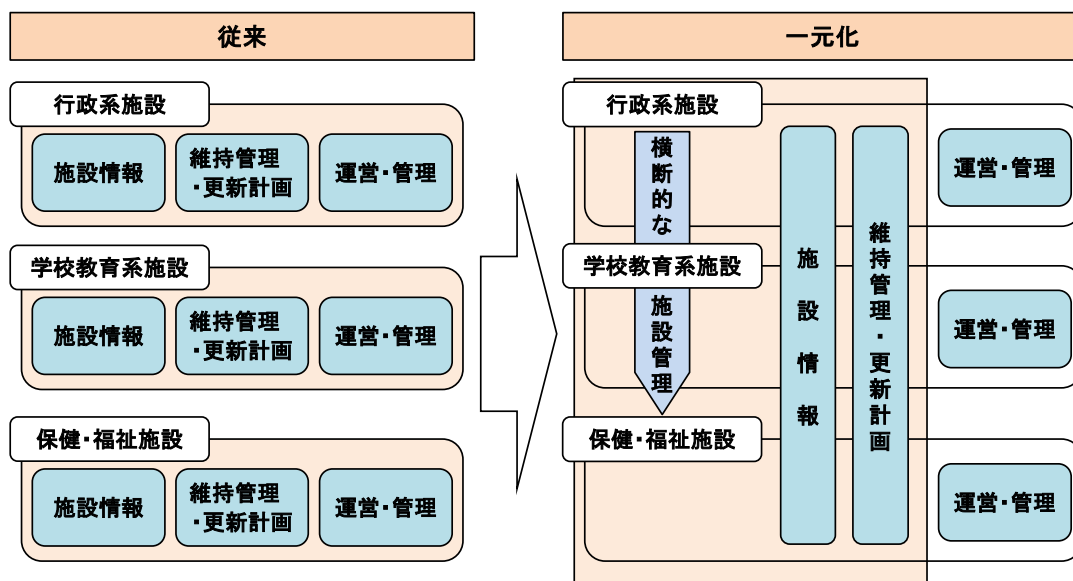
3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進に当たっては、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、政策間の連携による全体の最適化を目指します。施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、企画財政課が中心となって情報共有を図り、「御代田町公共施設等総合管理計画検討委員会」等による全庁的な取り組みを行います。

◆ 図表 4-1 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆ 図表 4-2 施設管理の一元化（イメージ）



4 現状や課題に関する基本認識

① 財源の不足

既存の公共施設等が整備された時代は、生産年齢人口に恵まれた高度経済成長期及びバブル経済崩壊後の経済対策による補助等により、財源の確保が見込めた時代でした。

しかし、少子高齢化が進行し、経済の低成長が見込まれる今後の社会において、公共施設等の維持・更新にかかる財源を十分に確保することは難しい状況です。

更には、教育・医療・福祉など、住民が必要なサービスを受け続けるための財源不足が想定されます。

② 住民ニーズの変化

国立社会保障・人口問題研究所による推計では年少人口・生産年齢人口が減少し、老年人口の割合が増えていくことが予想されています。また、技術革新や新しい価値観の広がりなど、社会経済環境は変わり続けています。

人口構造の変化などによる住民ニーズの変化に応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。

③ 施設等の老朽化

令和2（2020）年度現在、公共施設等のうち、建物に関しては、面積比で36.9%が築30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。これが5年後には47.6%、10年後には57.4%となります。

今後、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要です。

5 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共施設保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共施設の延床面積の縮減に関する数値目標を「御代田町公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、今後、計画期間の令和18（2036）年度までに取壊しを予定している建物が9棟（2,810.73㎡）、譲渡を検討している建物が11棟（678.14㎡）で、全体の延床面積の約5%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定		譲 渡 予 定		計	
	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)
御代田町公共施設 個別施設計画	9	2,810.73	11	678.14	20	3,488.87

今後、少子高齢化という社会構造変化のもと、公共建築物の建替えや大規模改造、長寿命化改修などの際には、施設規模の最適化に留意して検討を進め、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく予防保全的管理を行い、公共建築物の長寿命化を図り、維持・更新コストの縮減につなげていきます。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、下水道管を廃止し、総量の削減を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなど、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減していきます。

6 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新・長寿命化による維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなど、町内公共施設等の全体最適化に向けたランドデザイン¹を描く中で、効率的な行政サービスの提供を推進していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

必要な施設においては劣化診断を実施し、性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、評価を行い施設間における優先度を付けて、計画的に改修・更新します。特に大規模改造を行う施設にあつては改造と同時に劣化具合を記録し、更新時期の参考とします。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、ライフサイクルコスト²の縮減を図ります。

維持管理については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う事後保全型ではなく、予防保全型維持管理の視点により、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化や老朽化対策等に活かしていきます。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

近隣市町村に同種の施設が存在する場合は、佐久広域連合等による市町村間の協議により、広域的視野を持って施設の新設・維持・更新に関する方向性を検討します。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図ります。

施設の整備、維持管理等の運営については、町が施設を整備・保有するよりも民間施設やノウハウを活用した方が有利な場合があります。

必要なサービスの提供に当たって、新しい技術や考え方を取り入れ、PPP³・PFI⁴などの民間の金融審査の視点を取り入れるなど戦略的に取り組み、管理・運営についても指定管理者制度をさらに進めるなど、民間との連携を図ります。

¹ 【ランドデザイン】全体を長期的、総合的に見わたした構想。長期にわたって遂行される大規模な計画。

² 【ライフサイクルコスト】公共施設等の建設・購入から維持管理、解体撤去・処分に至るまでの過程で必要な経費の合計額。

³ 【PPP】公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

⁴ 【PFI】公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

(3) 安全確保の実施方針

点検診断等により利用者の安全性を確保するとともに、周辺住民に対して危険を及ぼすことがないよう取り組みます。危険性が高いと認められた公共施設等や、老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等は速やかに取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。

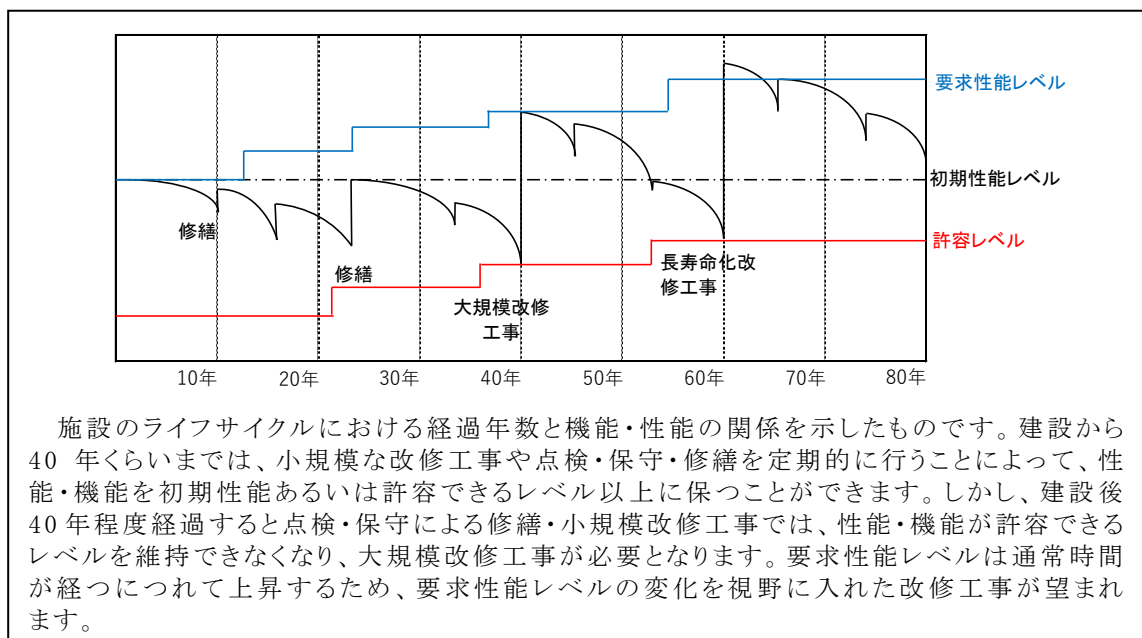
したがって、優先的に災害時の拠点となる施設やインフラの耐震化を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

今後も継続して保有する公共施設については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に実施し、公共施設を良好な状態に保ちます。更に、定期的に施設の診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、「御代田町公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設の長期使用を図ります。

また、インフラ施設については、既に策定済みの長寿命化計画などに基づき、維持管理、更新等を実施することとし、その他の施設については、必要に応じて種別ごとに長寿命化計画等を策定していきます。

◆図表 4-3 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン⁵化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設等は一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなります。保有数や面積を抑制することで、長年にわたるライフサイクルコストの縮減に繋がります。

このことから、住民にとって必要な機能を維持しつつ、施設総量を縮減します。

① 建物新設は原則行わない

新たな事業を行うときに建物の新設は行わず、他施設の遊休スペースの活用や、施設の複合化等によって機能を確保することを原則とし、施設の保有量（延床面積）を抑制します。

また、利用人口の減少を見据え、需要の少ない施設は、原則として廃止します。

② 各施設一律の削減ではなく、統廃合による削減を検討する

公共施設の整備と人口の関係については、人口規模や動態に対応した整備が求められる施設がある一方、体育館のようにコートの大さきなどから施設規模が決定されるものや地域活動の拠点として地域コミュニティを支える役割を持つ町民利用施設がある等、必ずしも施設保有量が直接人口規模に依存しないものもあります。このため、施設総量の抑制においては統廃合により大胆に再構築するという考え方が必要です。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設マネジメントにおいては、職員の意識の向上を図るとともに、財政的視点や全体的な視点、民間活用方法などについての知識・ノウハウの蓄積が必要です。優良事例の研究や、全職員を対象とした研修を行います。

本計画及び個別の施設に関する計画は、施設のあり方を考え、まちづくりにつなげることが目的のひとつであるため、わかりやすく情報を公開し、議会や住民との情報共有に努めるものとします。

⁵【ユニバーサルデザイン】障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

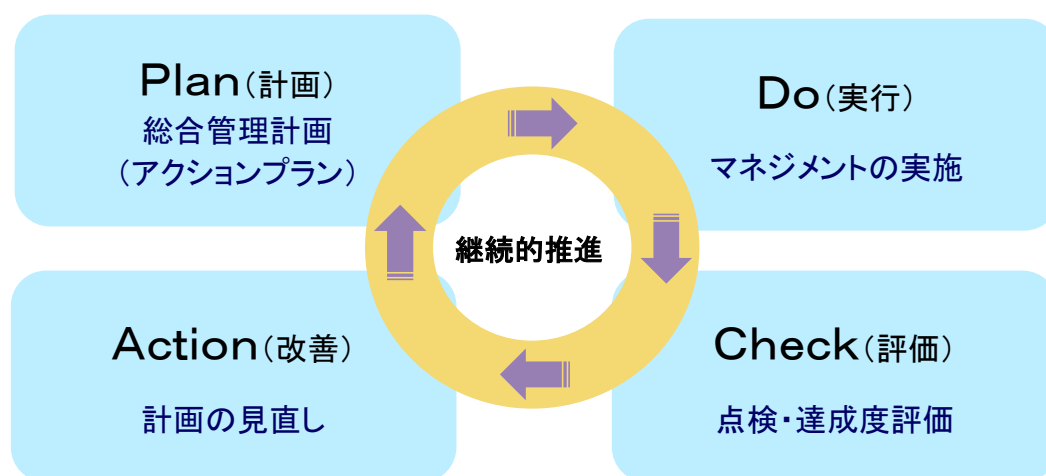
7 P D C Aサイクルの推進

本計画は5年ごとに計画の改定を行うことで、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応した見直しを図り、計画の着実な達成を目指します。

また、本計画に掲げた目標を達成するためP D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 4-4 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 道路・橋りょう

総量抑制の方針	主な対象施設
投資効果の小さい橋りょうは新設を行わない。	① 1級路線 23.78 km ② 2級路線 11.83 km ③ その他路線 190.25 km ④ 橋りょう 55 橋
マネジメント方針	
① 投資効果の小さいものは新設を行わず、最低限にとどめます。 ② 道路利用者等のニーズなど地域の実状を考慮して、適切な道路構造を採用し、舗装の長寿命化を図ります。 ③ 道路の機能に応じた耐用年数の管理目標の設定を行います。 ④ 重要性の高い路線から優先的に、適切で効果的な維持・修繕を行います。 ⑤ 道路の改築及び舗装を打替える場合は、道路占有者との連携を図り、効率的な施工を行います。	
保全の方針	
① 道路法施行令に基づき、近接目視による5年ごとに1回の点検を行い、国交省告示に基づき、健全性の診断結果を4段階に分類します。 ② 診断の結果により、健全性及び重要性を考慮し、計画的に修繕を行います。 ③ 点検及び診断の結果並びに修繕記録等は、施設が供用されている期間はこれを保存します。 ④ 施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、策定する個別施設計画（長寿命化修繕計画）に基づき取り組みます。	

(2) 上水道施設

総量抑制の方針	主な対象施設
<p>①投資効果の小さい施設は新設・更新を行わない。</p> <p>②水源の合理化や施設の統廃合・ダウンサイジングを図る。</p>	<p>①配水池等施設 16箇所</p> <p>②導水管 1.1 km</p> <p>③送水管 5.3 km</p> <p>④配水管 78.8 km</p>
マネジメント方針	
<p>①アセットマネジメント⁶計画を含む水道ビジョンを策定します。</p> <p>②アセットマネジメント計画は、5年ごとに見直します。</p> <p>③施設については、将来必要水量を勘案し、適正規模になるよう、維持管理・更新・統廃合を図り、水道水の安定供給に努めます。</p> <p>④費用対効果を勘案し、広域的な検討を含めた統廃合を図ります。</p> <p>⑤管路等インフラについては、耐用年数を考慮しつつも更新時期をずらし、計画的に更新を行い財政負担の平準化に努めます。</p> <p>⑥他工事と重複する場合は、同時期に施工するよう調整し、効率的な施工を行います。</p>	
保全の方針	
<p>①点検、診断等の実施に当たっては、水道維持管理指針（日本水道協会）に基づき、管路施設の日常点検や劣化診断等を行います。</p> <p>②中央監視システムや流量計の監視等により、漏水の早期発見ができる体制作りに努めます。</p> <p>③管路については、重要度・老朽具合から優先順位を付け、災害等に備え、耐震性のある管路の水道管に布設替えを行います。</p>	

⁶【アセットマネジメント】中長期的財政収支に基づいて、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営することを組織的に実践する活動をいいます。

(3) 下水道施設

総量抑制の方針	主な対象施設
投資効果の小さい施設は新設・更新を行わない。	① 公共下水道処理施設 1 箇所 ② マンホールポンプ 37 箇所 ③ 農業集落排水処理施設 1 箇所 ④ 下水道管渠 151.4 km ⑤ 個別処理浄化槽 97 基
マネジメント方針	
① スtockマネジメント ⁷ 計画を策定します。 ② スtockマネジメント計画は、おおむね5年ごとに見直します。 ③ 施設については、適切な費用負担による維持管理・更新に努めます。 ④ 管路等インフラについては耐用年数を考慮しつつも、更新時期をずらし計画的に更新を行い財政負担の平準化に努めます。 ⑤ 今後の人口動態等を勘案し、費用対効果の観点から計画認可区域の見直しを行い、総事業費の削減を図ります。 ⑥ 公共下水道処理施設と農業集落排水処理施設の統合について検討します。 ⑦ 他工事と重複する場合は、同時期に施工するよう調整し、効率的な施工を行います。	
保全の方針	
① 施設・設備の状態を把握するため、また、異常箇所を早期に発見するため、「公共下水道事業計画」に基づき、必要な各種点検（目視及び管口カメラ調査等）を実施します。 ② 施設・設備の健全度等の評価や予測及び、定量的に劣化の実態や動向を把握するため、必要な各種調査（TV カメラ調査等）を実施します。また、点検において異常が発見された箇所について、異常の程度を把握するため、より詳細な調査を実施していきます。 ③ 点検・調査の結果からデータに基づき、健全度や緊急度を診断していきます。 ④ 点検・調査・診断・記録を行い、その結果に基づき、健全度及び緊急度の観点から優先順位を付け、計画的に修繕を実施し、長寿命化を図っていきます。 ⑤ スtockマネジメント計画及び診断結果を活用し、計画的に施設・設備の更新を実施していきます。法定耐用年数をひとつの指標としますが、過去のデータなどに基づき、延長して使用可能な施設・設備等は、経済的耐用年数を設定し、ライフサイクルコストを縮減します。	

⁷【Stockマネジメント】中長期における資産の状態を予測しながら、維持管理、改築、修繕を一体的に捉え、計画的かつ効率的に施設管理を行うための取り組みをいいます。

(4) その他インフラ

総量抑制の方針	主な対象施設
経済性・防災機能等が高いものにより、 新設・改良を行う。	① 農道 ② 林道 ③ 水路 ④ 河川
マネジメント方針	
①それぞれの資産の用途・あり方により管理を行います。 ②防災機能を重視し、管理を行います。 ③自然を活かした観光資源との連携を図ります。 ④採算性のあるものにより、小水力発電等の活用を検討します。 ⑤農道、(農業用)水路については、土地改良施設インフラ長寿命化計画を策定し、計画に基づき管理を行います。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、施設管理台帳を整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(5) 公園施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新のみとし、原則、新設は行わない。	<p>整備済 10 箇所 172,351 m²</p> <p>① 都市公園：3 箇所 合計 129,499 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまゆり公園 39,768 m² ・龍神の杜公園 34,731 m² ・雪窓公園 55,000 m² <p>② 浅間しゃくなげ公園, ホケットパーク等：7 箇所 合計 42,852 m²</p>
マネジメント方針	
<p>① 町内にバランスよく配置されており、災害時の避難場所としても十分な面積が確保されていることから、都市計画において位置付けがある未整備の都市公園を含め、新設は行わないこととします。</p> <p>② にぎわいの場、憩いの場にとどまらず、健康づくりなどさまざまな活動の拠点として活用を図ります。</p> <p>③ 集客性があることから、地域のニーズに沿って可能な限り弾力的な運用を図ります。</p>	
保全の方針	
<p>① 施設の点検については、担当職員による日常点検のほか、専門家による定期点検^{注1}を1年に1回実施します。</p> <p>② 都市公園の維持管理については、平成 23 (2011) 年度策定の公園長寿命化計画によることを原則としつつ、定期点検による健全度判定^{注2}の結果や緊急度等を勘案し、補修・更新等を行います。</p> <p>施設ごとに管理類型を予防保全型、または事後保全^{注3}型のいずれかとし、予防保全施設については、通常の使用に問題なしとされる管理水準である健全度ランク A、若しくは B を目標とします。</p> <p>③ その他の公園についても、都市公園に準じ、計画的に必要な維持管理を行います。</p>	
<p>注1 国土交通省「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格規程」により国に登録された資格である、(一社)日本公園施設業協会「公園施設製品安全管理士」等の有資格者による点検</p>	
<p>注2 (一社)日本公園施設業協会の定める「遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014)」及び「一般公園施設の安全と品質に関する規準 (JPFA-SPL-S:2014)」に基づく判定</p>	
<p>注3 施設等の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う手法</p>	

(6) 公設住宅

総量抑制の方針	主な対象施設
<p>① 平和台団地及び桜ヶ丘団地 更新を行わない。</p> <p>② 厚生住宅 更新を行わない。 用途廃止（払下げ、除却）を進める。</p>	<p>① 町営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和台団地：37戸 10棟 ・ 桜ヶ丘団地：102戸 7棟 <p>② 厚生住宅：22戸 22棟</p>
マネジメントの方針	
<p>① 近年、入居者を募集しても満室とならないことが多くなってきています。少子高齢化の進行や世帯当たりの人員の減少、また、住宅事情の多様化等の複合的な要因と考えられます。今後は、サービスが必要な「住宅に困窮する低所得者」の需要を見極め、町として必要な施設の規模を確保していくこととします。</p> <p>② 更なる需要の減少が予想される中、今後町は施設を保有せず、空き家や民間賃貸住宅の転貸により公営住宅法の趣旨に沿った住宅の提供を目指します。そのため、現行の桜ヶ丘団地は耐用年数（70年）をもって用途廃止することを前提とした長寿命化を行うこととします。</p> <p>また、老朽化した平和台団地については、引き続き新規入居を停止していきます。</p> <p>③ 用途廃止後の施設について、町で有効活用ができない場合は、取壊しや民間への売却、貸付けを行います。</p> <p>〔注記〕</p> <p>公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするもの</p>	
保全の方針	
<p>① 長寿命化計画（個別施設計画）により、計画的な予防保全と事後保全による維持補修を行います。</p> <p>② 施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。</p> <p>③ 定期点検を行って、予防保全的な維持管理を実施します。</p> <p>④ 点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>⑤ 修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。</p>	

(7) 地区集会所

総量抑制の方針	主な対象施設
現状維持を原則とする。ただし、地区の人口の変動に伴い再配置も視野に入れる。	①各地区世代間交流センター ②各地区集会所など
マネジメント方針	
①地区の世代間交流センター等は地区が使用する施設であるため、地区による管理・更新を原則とします。 ②コミュニティ活動に配慮しつつ、人口の変動に伴い配置単位も検討します。	
保全の方針	
「御代田町地区集会施設等大規模修繕事業補助金」制度により、地区による計画的な保全を補助します。	

(8) 学校施設等

総量抑制の方針	主な対象施設
児童生徒数が減少することが予想されるため、小学校通学区の見直しや学校施設の縮小を検討し、施設規模の適正化を図る。	①御代田中学校 ②御代田北小学校 ③御代田南小学校 ④各付帯グラウンド ⑤各付帯プール ⑥共同調理場 ⑦教員住宅
マネジメントの方針	
①小学校については大規模改修を行っており耐震化も終了していることから、施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）から、メンテナンスサイクルを構築します。 ②メンテナンスサイクルの実行や体制の構築により、財政的な負担を縮減・平準化を図ります。 ③児童生徒の安全に最大限配慮しつつ、余裕教室などの空きスペースの有効活用を進めるとともに、地域の実情に応じた活動や地域との交流等、さまざまな活用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備するとともに、適時適切なメンテナンスを実施します。 ②定期点検については、事後保全型から予防保全的の維持管理へ転換します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(9) 庁舎等行政施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の将来人口推計等により、規模の縮小及び統廃合を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ① 役場庁舎 ② 保健福祉課庁舎（旧隣保館） ③ 旧御代田町保健センター ④ 防災行政無線
マネジメントの方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 防災拠点機能の確保に努めます。 ② 役場庁舎は、まちの文化・交流ゾーンの一部として、周辺と一体的な活用を図ります。 ③ 旧御代田町保健センターは、有効活用を図り、民間が活用する場合は適切な受益者負担を求めます。 ④ 有効活用ができない施設は、維持管理コストを勘案し、廃止を検討します。 ⑤ 防災行政無線は、主に災害時等における防災情報を住民へ伝達する施設であるが、更新時期を見据えて、情報伝達手段の多様化も検討します。 	
保全の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の状態を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ② 定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③ 修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。 	

(10) 体育施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の社会情勢等により、統廃合を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ①B&G 海洋センター ②町営グラウンド ③ヘルスパイオニアセンター ④町営弓道場 ⑤町営テニスコート ⑥町営雪窓公園球場 ⑦町営雪窓公園屋内ゲートボール場 ⑧町民芝生広場（芝生グラウンド） ⑨やまゆり公園つどい広場 （多目的グラウンド） ⑩やまゆり公園グラウンドゴルフ場 ⑪やまゆり体育館
マネジメント方針	
<ul style="list-style-type: none"> ①適切な受益者負担による維持管理を行います。 ②利用者の年齢層、利用率等を勘案し、活用方法の最適化・統廃合を図ります。 ③集客能力があるため、付帯事業等による収入の確保を図ります。 ④町民ニーズに最大限配慮しつつ、広域や専門的なニーズへの対応などに対し、独自の強みを活かした活用を図ります。 	
保全の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。 	

(11) 消防施設

総量抑制の方針	主な対象施設
消防団の組織改革、規模の縮小及び統廃合を図る。	①御代田消防署（消防団本部） ②消防団詰所 12箇所
マネジメント方針	
①消防署庁舎は広域連合による管理を原則とします。 ②詰所は管理責任者を定め適切な管理を行います。 ③防災拠点機能に配慮しつつ、人口の変動に伴い消防団の組織改革を検討します。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(12) 文化施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の社会情勢等により、施設の機能等の見直しを図る。	①複合文化施設エコールみよた ・公民館 ・図書館 ・博物館 ②美術館
マネジメントの方針	
①あつもりホール、会議室等の使用料金改定を検討する場合は、生涯学習活動の拠点としての利用促進と、受益者負担とのバランスのとれた議論を進めます。 ②利用者へ快適な学習環境を提供するため、適切な維持管理を行います。 ③利用者の年齢層、利用率等を勘案し、活用方法の最適化を図ります。 ④集客能力があるため、集客数の向上を図るとともに、付帯事業等による収入の確保を図ります。 ⑤町民ニーズに最大限配慮しつつ、町外利用者や専門的なニーズに対し、独自の強みを活かした活用を図ります。 ⑥美術館は、民間への貸付けを行います。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、施設管理台帳を整備します。 ②定期点検の実施及び保守管理業務を専門業者に委託して、予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(13) 保育園・児童館

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の子どもの将来人口推計、社会情勢等により、適正な規模を検討する。	①やまゆり保育園 ②雪窓保育園 ③東原児童館 ④大林児童館
マネジメント方針	
①小学校区単位での整備を原則とします。 ②将来人口の変動を念頭に、長寿命化若しくは適正規模での更新を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って、予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(14) 産業振興施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の社会情勢等により、施設規模の適正化を図る。	①クラインガルテン ・交流施設 1箇所 ・居住施設 8箇所
マネジメント方針	
①適切な受益者負担による維持管理を行います。 ②地域活性化のための各種交流事業の展開により、独自の強みを活かした施設の最大限の活用を図ります。	
保全の方針	
①施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ②定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(15) 福祉施設

総量抑制の方針	主な対象施設
更新時の将来人口推計等により、適正規模での更新及び統廃合を図る。	① 地域福祉センター（ハートピア） ② やまゆり共同作業所
マネジメント方針	
① 指定管理者制度等による管理を行います。 ② 民間事業として独立した運営が可能なものについては、民間への売却や条件付きの貸付けを検討します。	
保全の方針	
① 施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ② 定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③ 修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(16) 環境施設

総量抑制の方針	主な対象施設
次期処分場の拡張整備を計画的に行う。	① 井戸沢一般廃棄物最終処分場
マネジメント方針	
① 町が管理することを基本とし、場内作業等は委託により運営します。 ② 最終処分廃棄物の削減に努め、長期にわたる使用を図ります。	
保全の方針	
① 施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ② 定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③ 修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を整備します。	

(17) その他施設等

総量抑制の方針	主な対象施設
民間で有効活用できるもの等は、民間への売却や貸付を行う。	① 土地等の普通財産 ② 町営駐車場
マネジメント方針	
① 民間事業として独立した運営が可能なものについては、民間への売却や条件付きの貸付けを検討します。 ② 民間で有効活用できるものは、民間への売却や貸付けを行います。 ③ 売却に際しては、まちの活性化に向けた積極的な利活用の観点から必要な売却条件を付けるなど、慎重に検討を行います。	
保全の方針	
① 施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理データを整備します。 ② 定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。 ③ 修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。 ④ 周辺住民に対して危険を及ぼすことがないように、最低限の保全を行います。 ⑤ 高度の危険性が認められた公共施設等や、老朽化等により用途廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等は速やかに取壊しを行います。	

御代田町公共施設等総合管理計画

平成 29 (2017) 年 3 月策定

令和 4 (2022) 年 3 月改訂

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町 大字馬瀬口 1794 番地 6

御代田町役場 企画財政課 企画係

TEL : 0267-32-3111 (代)

FAX : 0267-32-3929

URL : <https://www.town.miyota.nagano.jp/>
